

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 角谷産業 (株)

業者の住所 : 和歌山県和歌山市加納 4 6 0 - 6

2. 競争参加停止措置期間 : 2025 年 1 月 27 日 ~ 2025 年 2 月 26 日
(1ヶ月)

3. 事 実 概 要 :

和歌山市が発注した土木一式工事 (楠見 6 6 号線道路改良工事その 4) において、特定建設業者以外の建設業を営む者と 4, 5 0 0 万円以上となる下請契約を締結したことに関し、建設業法第 2 8 条第 1 項第 7 号に該当するとして、和歌山県から令和 6 年 1 2 月 1 1 日付けで、同法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく指示処分を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

角谷産業株式会社が和歌山県より指示処分を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第 2 第 12 号 (建設業法違反行為) に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第 2>

措 置 要 件	期 間
1 ~ 1 1 略	
1 2 近畿地区の地域内において、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき (次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
1 3 ~ 1 5 略	